

第3章 イギリス

1 概観

イギリスは、歴史的に移民の流入が多く、多種多様なマイノリティが存在する国である。特に第二次大戦後の経済成長期には、英連邦諸国からの移民が大量に流入、1948年に制定された国籍法 (British Nationality Act 1948 (c.56)) では、イギリス市民としての居住及び労働の権利が自動的に付与されていた。しかしながら、黒人青年による白人男性の刺殺事件に端を発した1958年の人種暴動を契機として、外国人労働者に対する感情的反発が広がり、1962年に制定された英連邦移民法 (Commonwealth Immigrants Act 1962 (c.21)) では、英連邦諸国からの移民も制限されることになるなど、移民に対する制限が強化された。

その後、1990年代の持続的な経済成長を受け、専門技術者不足のみならず熟練を要しない分野においても深刻な労働力不足に陥ったイギリスは、それまでの抑制的な移民政策を転換、2000年には30年ぶりに労働許可証の発給規制が緩和される等の改正がなされるとともに、2002年からは、卓越した技術や経験を有する者が国内の求人なしで就労や開業の機会を求めてイギリスに移住することを許可する「高度技術移民プログラム (HSMP :Highly Skilled Migrant Programme)」が導入された。

従来イギリスは、マイノリティの自由、文化を尊重する「多文化主義 (multicultural)」国家であったが、2001年に起こった3つの人種暴動を契機としてこのような考え方に疑問が提起され、「共同体の結合 (community cohesion)」の重要性が問われるようになった。このような流れを受け、2002年には国籍、移民及び庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 (c.41)) において、市民権を取得するに当たっては、国王と国に対する忠誠を誓わせるための儀式を行うことや一定の言語能力及びイギリスに関する知識を有することが要件となった。また、2005年には、共同体の結合性向上のための政府3カ年戦略が発表された。同戦略は、英語が第一言語でない生徒への英

語教育の重点的な実施、特に就職が不利なグループに対する就職支援、各方面における平等待遇の徹底化等により、移民の社会的成功度の均一化を図り、強く団結した社会を作ることをめざしている。

近年、イギリスでは「経済競争力の強化等イギリスの利益になる高度人材については積極的に受け入れる一方で、低熟練労働者については最小限にとどめる」という明確なコンセプトに沿って、次々と移民関連制度の改正が行われている。2008年2月からは、移民受入れに関してポイント制を導入、これまで80種類にも達していた移民受入れカテゴリーを5種類に整理し、申請手続きの効率化・明確化を図る一方で、在留管理を強化して不法滞在を減らすことを目的としている。さらに、2008年9月の金融危機に端を発した世界経済の悪化を受け、2009年4月には、高度技術移民も含めて、欧州経済領域 (EEA) 外からの外国人労働者の入国条件を厳格化し、国内労働者保護の方針をさらに明確化した。

2 外国人労働者に関する労働市場の動向

(1) 人口(2007年)

- ・総人口 60,975千人
- ・外国人人口 3,824千人
- ・外国人人口割合 6.3%

(2) 労働力人口(2006年)

- ・労働力人口総数 30,698千人
- ・外国人労働力人口 1,773千人
- ・労働力人口総数に占める外国人労働人口の割合 5.8%

(3) 就業者数及び就業率(2008年第1四半期)

2008年第1四半期のイギリスの就業率は74.6%であるが、国籍別にみると、EUA8^{*2}国籍を有する人の就業率が82.8%と高くなっている一方で、EU以外の国籍の人の就業率は65.3%と相対的に低くなっている。

〈表1-9〉

(千人、%)

	総数	イギリス国籍を有する人	イギリス以外の国籍を有する人			
			EU14国籍*1	EUA8国籍*2	EU以外の国籍	
就業者数	29,438	25,755	3,682	698	510	2,474
就業率	74.6	75.5	69.3	76.5	82.8	65.3

資料出所 Labour Force Survey^(注1)

*1 EU14:オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、スペイン

*2 EUA8:チェコスロバキア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニア

(4) 出生国別週当たり賃金(2008年)

2008年におけるイギリスの週当たり賃金は436ポンドであるが、出生国別にみると、EU14*生まれの人は510ポンドと高くなっている一方で、EUA8*生まれの人は290ポンドと低くなっている。

〈表1-10〉

(ポンド)

全体	イギリス生まれ	イギリス外生まれ*	
		EU14生まれ*	EUA8生まれ*
436	438	415	290

資料出所 Labour Force Survey^(注2)

* EU14、EUA8の国名については、〈表1-9〉参照のこと。

* イギリス外生まれにはEU、イギリス以外の国における出生者も含まれる。

(注) 中央値。

(5) 16歳以上の労働者の産業別割合(及び順位)(出生国別)(2007年)

2007年のイギリスの16歳以上の労働者の産業別割合を出生国別にみると、イギリス生まれの人及びイギリス・EUA8*以外の国の生まれの人の中では、公務・教育・健康業に就いている人が最も多い一方で、EUA8生まれの人の中では製造業に就いている人が最も多くなっている。

〈表1-11〉

(%及び順位)

	イギリス		EUA8*		その他の国	
	割合	順位	割合	順位	割合	順位
農業・漁業	1	8	2	8	*	9
エネルギー・水道業	1	9	*	9	1	8
製造業	13	4	27	1	10	4
建設業	9	5	12	3	4	7
流通・宿泊・飲食業	19	2	22	2	20	3
運輸・通信業	7	6	11	5	8	5
経営サービス業	16	3	11	4	21	2
公務・教育・健康業	28	1	9	6	29	1
その他サービス業	6	7	6	7	6	6
合計	100		100		100	

資料出所 Labour Force Survey^(注3)

(注) 5%未満は*とした。

* EUA8の国名については、〈表1-9〉参照のこと。

(6) 職種別労働者数(16歳以上、出生国別)及び比率(2007年)

2007年のイギリスの16歳以上の職種別労働者数を出生国別にみると、EUA8*生まれの人は、初歩的職業や加工・装置・機械熟練工の割合が高く、経営者・幹部、専門職の割合が低くなっている一方で、それ以外の国の生まれの人は、経営者・幹部、専門職、準専門・技術職の割合が高くなっている。なお、EU14*生まれの人については、その他の国で生まれた者と比較し、初歩的職業に就いている者の割合が低いことが特徴的である。

〈表1-12〉

(千人(%)*)

	イギリス	EUA8*	EU14*	その他の国	合計
経営者・幹部	3,918(15.1)	13(2.7)	129(19.2)	391(16.0)	4,452(15.1)
専門職	3,258(12.6)	18(3.7)	119(17.7)	422(17.2)	3,816(12.9)
準専門・技術職	3,771(14.6)	26(5.3)	135(20.1)	354(14.4)	4,286(14.5)
事務・秘書職	3,097(12.0)	22(4.5)	60(8.9)	216(8.8)	3,395(11.5)
熟練貿易業務	2,946(11.4)	82(16.9)	49(7.3)	173(7.1)	3,251(11.0)
個人サービス職	2,074(8.0)	32(6.6)	55(8.2)	192(7.8)	2,353(8.0)
販売顧客サービス職	2,052(7.9)	19(3.9)	29(4.3)	155(6.3)	2,255(7.6)
加工装置・機械熟練工	1,801(7.0)	104(21.4)	35(5.2)	188(7.7)	2,218(7.5)
初歩的職業	2,901(11.2)	167(34.4)	59(8.8)	346(14.1)	3,472(11.8)
合計	25,878(100)	486(100)	671(100)	2,450(100)	29,488(100)

資料出所 Labour Force Survey^(注4)

* 比率については、実数より厚生労働省大臣官房国際課にて計算。

* EU14、EUA8の国名については、〈表1-9〉参照のこと。

(7) 主たる申請者に対して発給された入国査証(entry clearance)の数(2009年第3四半期)

2009年第3四半期に発給された入国査証(entry clearance)の数をみると、ポイント制度第4層(Tier 4)

(留学生)が最も多くなっている。

〈表1-13〉

(人)	
査証の種類*	人数
ポイント制度第1層(Tier 1)	2,940
ポイント制度第2層(Tier 2)	9,280
ポイント制度第4層(Tier 4)	151,430
ポイント制度第5層(Tier 5)	8,155
高度技術移民プログラム(HSMP)	35
労働許可証保持者	305
学生	3,615

資料出所 内務省国境庁発表統計^(注5)

* それぞれの査証の内容については、53ページの4参照のこと

3 受入施策の変遷

(1) 英連邦以外からの移民規制

イギリスにおける大規模な移民流入は、1800年代にアイルランドから大量の移民が押し寄せたことに始まった。1870年から1914年にかけては宗教的迫害を逃れた東欧系ユダヤ人が大量に流入し、それに伴い1914年外国人法(Status of Aliens Act 1914(c.17))、1919年外国人制限法(Aliens Restriction (Amendment) Act 1919(c.92))が相次いで制定されたが、これらの法律はあくまでも「外国人」が対象であったことから、「英国臣民(British Subject)」という法的身分にある英連邦からの移民は法律の適用外であった。このため、第二次世界大戦後の経済成長期には英連邦諸国(西インド諸島、インド、パキスタン)からの移民が大量に流入したが、これらの英国臣民に対しては、1948年に制定された国籍法(British Nationality Act 1948(c.56))により、イギリス市民としての居住及び労働の権利が自動的に付与されていた。

(2) 英連邦も含めての移民規制強化

黒人青年による白人男性の刺殺事件に端を発した1958年8月のノッティングヒルにおける人種暴動を契機として外国人労働者に対する感情的反発が広がった。このため、新英連邦諸国(1945年以降に独立した旧植民地国、具体的には西インド諸島、インド、パキスタン等)からの移民の入国を制限する必要性が高まり、その後の改正は一貫して移民の受入れを厳しくするものとなっていった。1962年に制定された英連邦移民法

(Commonwealth Immigrants Act 1962(c.21))においては、労働許可制度が導入されるとともに、英連邦諸国からの移民も制限されることとなり、1971年に制定された移民法(Immigration Act 1971(c.77))では、イギリス本土で生まれた者もしくは本土で生まれた親をもつ者に限り居住権(Right of Adobee)を付与することとするともに居住権の有無による移民の階層化がなされるなど、移民政策の基本概念が確立された。さらに、1981年に制定された国籍法(British Nationality Act 1981(c.61))では本土で生まれた者に対しても自動的にイギリス市民権を付与しないなど、市民権の取得要件が厳格化された。

(3) 移民政策の転換

1990年代の持続的な経済成長を受け、専門的技術者不足のみならず熟練を要しない分野においても深刻な労働力不足に陥っていたイギリスは、1997年の労働党政権誕生とともにこれまでの抑制的な移民政策を転換した。2000年には30年ぶりに労働許可証の発給規制が緩和され、情報技術(IT)関連産業や医療保険部門などでの技能労働者不足を外国人労働者で補うため、EU域外からの外国人も大学卒業後に出国せずに労働許可証を取得することが可能となったり、労働許可証の有効期限を4年から5年に延長したりするなどの改正がなされるなど、移民規制が緩和された。2002年からは、大卒者、医師・獣医師資格取得者、金融専門家など、卓越した技術や経験を有する者が国内の求人なしで就労や開業の機会を求めてイギリスに移住することを許可する「高度技術移民プログラム(HSMP :Highly Skilled Migrant Programme)」が導入された。同プログラムは国内の求人なしに移住が可能であり、労働市場テストの対象にもならない点において、労働許可制とは異なる。受入申請に当たっては、学歴、職歴、過去の収入、就労希望分野での業績などの5項目からなる得点制の査定に合格することで資格が得られるポイント制が用いられた。

(4) 移民政策の近年の動き

2005年2月には、その時々ニーズに応じて策定していた80種類にも達する移民受入れカテゴリーをポ

イント制に基づく1つの体系に整理する新入国管理5カ年計画(「国境を管理する:移民をイギリスのために役立てる(Controlling our Borders: Making Migration Work for Britain)」)を発表、同年7月に公表された協議書(consultation document)「選択的受入れ:移民をイギリスのために役立てる(Selective Admission: Making Migration Work for Britain)」において、移民は5段階の階層(Tier)に分類されることとなった。2006年3月には、勅令書(command paper)「ポイント制度:移民をイギリスのために役立てる(A Points-Based System: Making Migration Work for Britain)」が公表され、これに基づく新制度を2年以内に導入する意向が明らかになり、2008年2月より同勅令書に基づく新制度が順次導入されている。

イギリス政府は、新制度導入の背景として、優秀な人材を迅速に確保するためには、複雑な制度を改め、手続きの簡素化を図る必要があるとしているが、これに加えて、制度導入の根底には、2004年以降、新EU加盟国からの移民が増大し、低技能労働者の供給地として東欧諸国に依存可能となり、欧州圏外出身の単純労働者の需要が低下したこともあると考えられている。

新制度は、技術を持つ第1層(Tier 1)と第2層(Tier 2)の入国者についてはポイント制を導入し、5年間の就労後に定住権の申請を可能とする優遇装置を与える一方で、第3層(Tier 3)以下の低熟練労働者は査証の期限の切れた時点で出国しなければならないという帰国担保事項が強調されており、上記協議書のタイトルを見ても分かるように、イギリスの移民受入政策は、国の利益になるような高度人材は積極的に受け入れるが、低熟練労働者については最小限にとどめるという明確なコンセプトに沿って進められていることが分かる。

なお、イギリスは従来、欧州の中では移民への労働市場開放に積極的な国というイメージが定着している国であるが、2007年9月にブラウン首相はTUC(英国組合会議)の大会等において、「イギリスの仕事をイギリス人労働者に(“British jobs for British workers”)」との方針を表明、優先的にイギリス人に雇用を割り当てる一連の政策案を発表した。野党から、人種差別的・排外主義的であるとの批判や政策効果自体を疑問視

する声も出ているが、ブラウン首相は、イギリス人が圧倒的に多い長期失業者の訓練や雇用を企業に促しているにすぎないと主張、「職のない労働者に仕事を与えることは、どの政府にも重要な課題であるはず」として、差別にはあたらないと反論している。

さらに、2009年2月には、スミス内相は、国内労働者を保護するため、欧州経済領域(EEA)外からの外国人労働者の入国条件を厳格にするための3つの方針^(注6)を発表、そのための新たな措置を同年4月1日から採用した。

また、2009年7月には、「イギリス国籍は自ら獲得する特権である」との基本理念の下、イギリス市民権又は永住権の取得の可否にあたってポイント制を導入すること、市民権・永住権取得に先立って新たに「試行期間中の市民権(probationary citizenship)」による滞在資格を取得しなければならないこと、市民権・永住権取得までの期間が滞在期間中の移民の行動内容により増減すること等を内容とする2009年国境・市民権・移民法(Borders, Citizenship and Immigration Act 2009(c.11))が発効し、2011年7月からの運用が予定されている(60ページの5(1)及び62ページの5(4)参照。)

4 外国人労働者受入制度

(1) 現行制度の概要

イギリスにおける現行の移民制度は、イギリスの経済競争力の強化及び文化交流の促進を期待し、イギリスに寄与する(高度技術)移民を選別しやすくするとともに彼らを惹きつける制度とすること、申請手続きをより効率的、明確かつ客観的なものとする、さらには在留管理を強化し不法滞在を減らすことを目的とし、EEA加盟国及びスイス以外からの移民を対象に2008年2月より順次導入された。^(注7)

当該制度においては、移民を以下の5つの階層(Tier)に分類し、5つの区分ごとに用意された、年齢、過去の収入、資格等による客観的かつ明白な基準に基づきポイントを計算し、条件を充足していることを確認した上で申請を行うというポイント制(Points-Based System)が採用されている。ポイント制の採用により、申請者は、在留許可申請を行う前に自分が希望するカ

テゴリーの条件を満たしているか否かを確認することができるようになるとともに、雇用者による労働許可取得後に在留許可申請をする必要がなくなり、在留許可申請に一本化されるなど、手続きの簡素化が図られた。

〈表1-14〉ポイント制度:各階層の概要

階層	概要
第1層 (Tier 1)	成長と生産性に貢献する高度技術移民 (Highly skilled individuals to contribute to growth and productivity) が対象。サブカテゴリーとして、一般 (General)、投資家 (Investor)、起業家 (Entrepreneur)、学業修了者 (Post-Study) の4つに区分。一般 (General) は、08年2月29日から運用開始、その他のサブカテゴリーは08年6月30日から開始。
第2層 (Tier 2)	求人のある技能労働者 (Skilled workers with job offer to fill gaps in United Kingdom labour force) が対象。サブカテゴリーとして、一般 (General)、企業内転勤 (Intra-company transfer)、宗教活動家 (Minister of religion)、スポーツ選手 (Sportsperson) の4つに区分。2008年11月27日から運用開始。
第3層 (Tier 3)	低技能労働者 (Limited numbers of low-skilled workers needed to fill temporary labour shortages) が対象。運用延期 (仮に運用を行う場合、イギリスや欧州内の労働力では充足できないという明確な労働力不足が認められる場合のみ実施する予定)。
第4層 (Tier 4)	学生 (Students) が対象。サブカテゴリーとして、成人学生 (Adult student (General student))、生徒 (Child student) の2つに区分。2009年3月31日から運用開始。
第5層 (Tier 5)	青少年交流・一時的労働者 (Youth mobility and temporary workers: people allowed to work in the United Kingdom for a limited period of time to satisfy primarily non-economic objectives) が対象。一時的労働者のサブカテゴリーとして、創造的業務及びスポーツ関係者 (creative&sporting)、慈善団体関係者 (charity)、宗教関係者 (religious (注) 説法等を行う者は Tier 2 の宗教活動家枠)、政府の認可した人的交換 (government authorized exchange)、国際協定に基づく入国者 (international agreement (外国政府又は国際機関の職員等)) の5つに区分。2008年11月27日から運用開始。

制度導入にあたり、イギリス政府は、不法在留者対策として新たな在留管理の仕組みを構築し、新しい仕組みの下では、雇用主と教育機関が極めて重要な役割を果たすこととなった。第1層 (Tier 1) はこれまでの高度技術移民プログラムに該当し、これまでと同様、入国前に雇用先が決定している必要はないが、第2～5層 (Tier 2～5) の申請者は、雇用主又は教育機関である保証者 (sponsor) による保証者証明書 (Certificate of Sponsorship) を提示する必要がある。これは、内務省国境庁があらかじめ認証した雇用主又は教育機関が、労働者及び学生について認証し、保証者証明を提出するというものである。雇用主又は教育機関は、保証人

となった外国人に不審な動向がみられる場合や、退職や転職または雇用条件や職務内容等の変更等があった場合は、内務省国境庁に速やかに報告することが義務づけられている。雇用主又は教育機関は、一定期間ごとに認証の更新手続きを行うが、適切な管理をしていない場合は、認証されない等の不利益を被る。このように、外国人についての情報は、各雇用主又は教育機関が管理することとなり、イギリス内務省国境庁は必要に応じてこれらの団体に情報提供を依頼するかたちとなった。

前述のとおり、第1層 (Tier 1) はこれまでの高度技術移民プログラムに該当し、第2層 (Tier 2) はこれまでの労働許可制を実質的に代替するものである。なお、これまでの高度技術移民プログラムでは4年間の就労後に定住権の申請が可能であったが、この期間が前述のとおり5年間に延長された理由は、EU諸国間との関係という意味合いが強い。2003年に、EU加盟国に5年以上継続して合法的に滞在するEU域外の国の国籍を有する人について、永続的な居住資格を与えることを求める「EU加盟国に長期間居住する域外国国民の滞在資格に関する理事会指令」(2003/109/EC) が出されているからである。定住権を取得するためには、就労期間を満たすだけでなく、英語の語学試験と文化・慣習などに関する知識を問う市民試験に合格しなければならないことも他国と同様の措置と言える。

第3層 (Tier 3) については、雇用主は一義的にはイギリス又はEU内において採用をすべきところ、EU加盟国の増加に伴い当面はEU域外からの移民を受け入れる必要性がないとの理由から、運用が延期されている。

(2) 根拠法令

- ・1971年移民法 (Immigration Act 1971 (c.77))
- ・移民規則 (Immigration Rules)

(3) 受入分野

a 第1層 (Tier 1)

イギリスの経済成長と生産性に貢献する高度技術を有するとして必要スコアを満たしていれば、受入分野について特に限定はなし。

b 第2層(Tier 2)

第2層(Tier 2)はイギリス国内の労働市場において不足している技能労働者を国外から確保することを目的としているため、原則として居住者労働市場テスト(Resident Labour Market Test)(下記(4)b参照。)を実施し、域内での人材調達が困難であることを証明しなければならないが、受入分野についての限定はない。

なお、移民諮問委員会(Migration Advisory Committee)^(注8)によって公表される人材不足職種リスト(List of shortage occupations)^(注9)に挙げられた職種、6ヶ月以上同じ雇用主に雇用されている第1層(Tier 1)の学業修了者(Post-Study)が第2層(Tier 2)へ移行しようとする場合及び企業内転勤(Intra Company Transfers)については、居住者労働市場テストが免除される。

また、本来の入国目的に関わる労働に加え、補足的に週20時間までの短時間労働に従事することが認められているが、当該補足的労働は主たる雇用と同様の専門分野かつ同様の専門レベルであることが求められている。なお、人材紹介会社又は類似の会社で働くことは認められていない。また、補足的労働については、労働市場テストや保証者証明は不要である。

c 第4層(Tier 4)

第4層(Tier 4)は学生が対象であるが、成人学生については以下の3つの場合にイギリス国内における労働が認められ、この場合における受入分野についての制限はない。なお、いずれの場合においても、保証者(Sponsor)となった教育機関が当該学生についての責任を負うこととなる。

(a) 職業実習を含む課程

職業実習が全課程の50%を超えない範囲で認められる。

(b) インターンシップ

インターンシップが認められるには以下の3つの条件を満たすことが必要である。

① 全国学術承認情報センター(National Academic Recognition Information Centre : NARIC)によりイ

ギリスと同程度と認められるフルタイムの学位課程に海外で在籍していること。

② イギリス滞在中の50%以上の時間を、内務省国境庁によりスポンサーライセンスを与えられた教育機関の下で、海外における資格取得を目的とした勉強に費やすこと。

③ イギリス国内の雇用主の下で働く時間は、イギリス滞在期間の最大50%までであること。

(c) アルバイト

第4層(Tier 4)の成人学生として入国が認められた学生は、内務省国境庁の承認を得ることなく、学期期間中は週20時間までの短時間労働に従事することができる。なお、休暇中はフルタイムの労働が可能である。

d 第5層(Tier 5)

第5層(Tier 5)は、青少年交流及び一時的労働者という主として非経済的な目的により入国する外国人を対象とした区分であるが、以下の通り労働をすることが認められている。

(a) 青少年交流(Youth mobility scheme)

青少年交流は、イギリスと相互的に青少年の交流を行うこととした国の18~30歳までの若者が対象であり、24ヶ月まで滞在できる。当該入国区分に基づき入国が認められた若者は、滞在期間中、起業、専門的なスポーツ、医者としての研修を除いた全ての分野の仕事に従事することが可能である。

(b) 一時的労働者(Temporary workers)

一時的労働者は、以下の5つのサブカテゴリーに該当する分野を目的とする入国についてのみ、最大で24ヶ月間の滞在が認められる(創造的業務及びスポーツ関係者(creative & sporting)及び慈善団体関係者(charity)は12ヶ月まで)。入国が認められた一時的労働者は、本来の入国目的に関わる労働に加え、補足的に週20時間までの短時間労働に従事することが認められている。なお、当該補足的労働は、通常の労働時間外に行われる必要があり、かつ入国が認められたサ

ブカテゴリーの分野の仕事と同分野における、同レベルの仕事でなければならない。

【一時的労働者としての入国が認められる分野】

- ・創造的業務及びスポーツ関係者 (creative&sporting)
- ・慈善団体関係者 (charity)
- ・宗教関係者 (religious) ^(注10)
- ・政府の認可した人的交換 (government authorized exchange)
- ・国際協定に基づく入国者 (international agreement) (外国政府又は国際機関の職員等)

(4) 許可要件(審査基準)

a 第1層(Tier 1)

第1層(Tier 1)の査証申請に当たっては、サブカテゴリーごとに定められた基準(75点以上必要)に加え、英語力(基準を満たせば10点。なお、投資家については本項目は免除、学業修了者については当該項目は満たしているものとみなす。)及び生活費(基準を満たせば10点。なお、投資家については本項目は免除。)に関する基準について、必要スコアを満たしていることが必要である。(1)記載のとおり、第1層(Tier 1)については保証者証明(Certificate of Sponsorship)は不要である。^(注11)

なお、制度開始当初、第1層一般(Tier 1 General)での入国に当たっては、学歴学士号以上、過去の収入1万6千ポンド以上の者が認められていたが、イギリス人の雇用機会を増加させるため、2009年4月1日より学歴修士号以上、過去の収入2万ポンド以上が求められるようになった。^(注12)

b 第2層(Tier 2)

第2層(Tier 2)の査証申請に当たっては、あらかじめ内務省国境庁から認証を受けた雇用主が発行した保証者証明書(Certificate of Sponsorship)(53ページの4(1)参照。)の提出に加え、資格、予想される収入に基づく属性に関する基準(A区分。50点以上必要。)、英語力(B区分。基準を満たせば10点。なお、企業内転勤者については3年を超えて滞在する場合のみ必要。)及び生活費(C区分。基準を満たせば10点。)に関する基準について必要スコアを満たすことが必要である。^(注13)

前述のとおり、第2層(Tier 2)はイギリス国内の労働市場において不足している技能労働者を国外から確

保することを目的としているため、保証者証明書の発行に当たっては、雇用主は原則として居住者労働市場テスト(Resident Labour Market Test) ^(注14)を実施し、イギリス国内あるいはEEA域内での人材調達が困難であることを証明する必要がある。

なお、前述の人材不足職種リストに挙げられた職種、6ヶ月以上同じ雇用主に雇用されている第1層(Tier 1)の学業修了者(Post-Study)が第2層(Tier 2)へ移行しようとする場合及び企業内転勤(Intra Company Transfers)については、居住者労働市場テストが免除される。^(注15)

c 第4層(Tier 4)

第4層(Tier 4)の査証申請に当たっては、あらかじめ内務省国境庁から認証を受けた教育機関が発行した入学許可書(Confirmation of Acceptance for Studies)の提出(提出があれば30点。)及び生活費・学費に関する基準(基準を満たせば10点。)について40点のスコアを満たすことが必要である。^(注16)

なお、成人学生の査証が認められるには、内務省国境庁から認証を受けた教育機関において、以下のいずれかの条件を満たす課程に在籍することが必要である。

- ・公的に資金補助されている高等教育機関(Higher Education Institution)におけるイギリスの学位又はそれ以上を取得するフルタイムの課程
- ・イギリスの高等教育と同等の資格があると海外の高等教育機関において理解されている海外の高等教育課程
- ・日中に週15時間以上の勉強時間を含む課程
- ・全課程の期間の50%を超えない範囲で、かつ、難易度が全国資格枠組み(National Qualification Framework : NQF) ^(注17)のレベル3以上又は同等(又は海外の資格の場合はイギリスの学位レベルと同等以上)の職業実習を含む課程

また、留学生の適性、学習するため及び学問を深めるために留学するという留学生の意図を明らかにするため、NQFレベル3以上の課程にしか進学できないこと及び英語学習課程においては既に英語の学習を始めていること等が求められている。

d 第5層(Tier 5)

第5層(Tier 5)のうち、一時的労働者(Temporary workers)の査証申請に当たっては、ライセンスを受けた保証者により発行された保証者証明(Certificate of Sponsorship)の所持(所持していれば30点。)及び生活費に関する基準(基準を満たせば10点。)について40点のスコアを満たすことが必要である。

青少年交流(Youth mobility scheme)の査証申請に当たっては、保証者証明(Certificate of Sponsorship)等(有効なパスポート及び保証者証明等を所持していれば30点。)、年齢((18~30歳。基準を満たしていれば10点。))及び生活費(基準を満たしていれば10点。)について50点のスコアを満たすことが必要である。また、追加要件として、同居しているあるいは扶養義務がある18歳未満の子供がいらないこと及びこれまでにワーキングホリデーの制度あるいは現行の青少年交流の制度を利用してイギリスに渡航したことがないことが求められる。^(注18)

なお、青少年交流のカテゴリーにおいては、出身国政府が保証者となることとなっており、自動的に保証者としてのライセンスを受けることができる。ただし、一部低リスク国については、みなし保証者(Deemed Sponsorship)の地位が与えられ、これらの国の国民については、有効なパスポートを所持していれば、保証者証明があるものとみなされる(2009年3月31日現在、青少年交流への参加国はオーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランドのみであり、これらの国は全てみなし保証者となっている。)とともに、イギリス海外市民等についても保証者証明は不要である。

(5) 受入期間の制限**a 第1層(Tier 1)**

一般、起業家、投資家については3年間の滞在が認められ、その後2年の延長を申請することができる。また、5年の滞在后、永住権・市民権の申請を行うことができる。

なお、学業修了者については2年間の滞在しか認められておらず、延長申請はできない。これは、学業修了者については、2年の間にTier 1の他のサブカテゴリー又はTier 2、Tier 4への移行することが期待されている

からである。

b 第2層(Tier 2)

第2層(Tier 2)として入国を認められた場合、当初3年間の滞在が認められる。延長を希望する場合は、当初申請時とほぼ同様の基準を満たす必要があるが、生活費要件及び英語力要件については、満たしているものとみなされる。また、雇用主が変わらない限り、居住者労働市場テストも免除される。

なお、5年の滞在后、永住権・市民権の申請を行うことができる。

c 第4層(Tier 4)

成人学生については、4年の滞在が認められる。もし学位取得に4年以上かかる場合は内務省国境庁に延長申請をする必要がある。イギリス政府は、スポンサー教育機関の新システム下における最初の1年間のパフォーマンスを精査し、スポンサーが報告義務を果たしていること等システムがうまく機能していることが明らかになれば、一気に学生たちの滞在期間を延長することも考えられる。

4年未満の課程に在籍する成人学生査証保持者は、イギリスを去るための用事を済ませるために必要な期間又は滞在期間延長のために再申請するのに必要な期間又は他のカテゴリーに移行するのに必要な期間、イギリスに滞在し続けることができる。

査証の対象だった課程の修了後、さらにイギリスにおいて勉強を続けようとする場合も、新たに学ぶ課程の入学許可書と十分な生活費があれば、滞在期間の延長が認められる。

ただし、学生が低レベルの課程に次々と参加してスポンサーを替えることによりイギリスに長期間滞在することを防ぐため、学位取得以下の課程に在籍する成人学生の滞在期間は最大3年となっている。

なお、イギリスの教育機関において学士以上の学位等を取得した者については、生活費等の基準を満たせば、イギリスにおいて職探しをするため、第1層(Tier 1)の学業修了者として、さらに2年間イギリスに滞在することができる。(aに記載のとおり、第1層(Tier 1)の学業修了者は、滞在期間の延長申請はできない。)

d 第5層(Tier 5)

一時的労働者(Temporary Workers)については、創造的業務及びスポーツ関係者(creative & sporting)及び慈善団体関係者(charity)については12ヶ月、それ以外のサブカテゴリーによる入国者については、24ヶ月までの滞在が認められる。また、青少年交流(Youth Mobility Scheme)に基づく青少年についても24ヶ月までの滞在が認められる。

滞在期間の延長については、一時的労働者のカテゴリーのうち創造的業務関係者及び一部の国際協定に基づく入国者を除き、青少年交流に基づく青少年も含め、上記期間を超えた延長は認められない(上記期間より短い滞在期間の許可を得て入国している場合には、上記期間までの延長は認められる。)

なお、創造的業務関係者については、当初の許可期間の12ヶ月を超えて最大で当初期間と合わせて計24ヶ月までの延長が認められる。この場合において、合計滞在期間が12ヶ月以上になる場合は、直前の保証者が引き続き保証者となる必要がある。

また、国際協定に基づく入国者のうち外交官家庭の私的使用人又は、海外政府又は国際組織の雇用者については、1度に最長12ヶ月までの延長を最長合計6年まで行うことができる。

(6) 受入数の制限

第5層(Tier 5)の青少年交流(Youth Mobility Scheme)では、それぞれの国ごとに毎年最低1000人の割当がなされる。なお、みなし保証者(Deemed Sponsorship)^(注19)の地位が与えられている国の割当数は、通常、前年に同様の制度を用いて当該国を訪れたイギリス人の人数と同じ人数になる。(もし、相手国が受入人数に上限を設けた場合には、イギリスにおける割当数もその上限と同数になる。)

その他の移民については、受入数の制限はない。^(注20)

(7) 労働契約の締結

前述のとおり、第1層(Tier 1)以外は、入国申請にあたり、雇用主又は教育機関である保証者(sponsor)による保証者証明書を提示する必要があることから、入国前に受入れ先が決定している必要がある。

なお、第2層(Tier 2)、第5層(Tier 5)における補足的労働や、第4層(Tier 4)における短時間労働については、入国前に雇用主が決まっている必要はない。

(8) 家族呼び寄せ

12ヶ月以上の滞在許可が発行されている移民労働者の被扶養者の就労に関しては、現行制度では特に制限が設けられていない。各階層の具体的な要件等については以下のとおり。

a 第1層(Tier 1)

第1層(Tier 1)については、各種給付金の申請をせずに扶養することが可能である限り全てのサブカテゴリーで子供及び配偶者(事実婚、同性婚等含む。)の随伴が認められている(なお、投資家については、非常に裕福であることが前提であることから、生活費に関する基準については免除されている。)。また、これらの被扶養者は、イギリス滞在中に就労することが認められている。

b 第2層(Tier 2)

第2層(Tier 2)については、各種給付金の申請をせずに扶養することが可能である限り、子供及び配偶者(事実婚、同性婚等含む。)を随伴することが認められている。また、これらの被扶養者は、イギリス滞在中に就労することが認められている。

c 第4層(Tier 4)

成人学生については、被扶養者の随伴が認められている。

なお、12ヶ月以上の滞在が認められている学生の被扶養者は、イギリス滞在中に就労することが認められている。

d 第5層(Tier 5)

一時的労働者(Temporary Workers)については、被扶養者の随伴が認められている。なお、これらの被扶養者は、イギリス滞在中に就労することも認められている。

青少年交流(Youth Mobility Scheme)に基づく青少年については、配偶者又はパートナーの随伴は認めら

れていない(なお、子供がいなかったことが同様の該当条件となっている(57ページの4(4)d参照。))。

(9) EEA加盟国及びスイス国籍の人について

ポイント制の導入にかかわらず、全てのEEA加盟国及びスイス国籍の人は、イギリスに自由に入国し、居住することができる。しかしながら、EUに2004年に加盟した国のうち、キプロスとマルタを除く8カ国(チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニア)の国籍を有する人は、イギリス国内で働く場合には、登録が必要である。また、2007年1月にEUに加盟したブルガリア及びルーマニア国籍の人は、労働開始前に許可を得る必要がある。

a チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニア国籍の人

チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニア国籍の人が1ヶ月以上イギリスの雇用主の下で働く場合には、労働者登録制度(Worker Registration Scheme)に基づき、労働開始後1ヶ月以内に、所定の用紙に記入の上、雇用主による就労証明、パスポート写真、パスポート又はID、申請料金を添えて、登録することが必要である。当該制度は、イギリス政府がこれらの国から移民労働者のイギリス労働市場への流入先、就いている仕事の種類、イギリス経済への影響などについて追跡することを目的としている。

申請が認められた場合には、登録証明書、提出したパスポート又はIDが返送される。職が変わる場合は、再度の申請が必要である。12ヶ月以上連続して合法的にイギリス国内において就労した労働者は、移動の自由を得ることができ、労働者登録制度に基づく登録を行う必要はなくなる。この場合には、希望者は、イギリスにおいて居住及び労働の権利を有することを証明する登録証明書(Registration Certificate)を取得することが可能となる。

b ブルガリア及びルーマニア国籍の人

ブルガリア及びルーマニア国籍の人については、イギリスへの移住は自由であるが、移住に当たっては、自

身及び家族を養うことができることが前提であり、イギリスの公的財源(public funds)^(注21)に無用な負担を強いることは認められない。イギリス国内において労働を開始するには、原則として労働開始前に、認定労働者カード(accession worker card)を取得するとともに、雇用主を通じて労働許可(work permit)を得ることが必要である。なお、季節農業等労働者制度(Seasonal Agricultural Workers Scheme)^(注22)に基づく場合及び2007年1月1日より前にイギリスに入国又は在留の許可を得ており、特定の雇用主の下での労働又は特定の分野における雇用が承認されたパスポートを有している場合には当該制約の下で働く限りにおいて、認定労働者カードを取得することは不要である。また、業種別割当制度(Sector Based Scheme)^(注23)に基づく労働の場合は、認定労働者カードの申請に先立ち、労働許可ではなく、承認書(letter of approval)を得ることが必要となる。

12ヶ月以上連続して合法的にイギリス国内において就労した労働者は、移動の自由を得ることができ、希望者は、イギリスにおいて居住及び労働の権利を有することを証明する登録証明書(Registration Certificate)を取得することが可能となる。

また、自営の形で働いている場合には許可は不要であるが、希望者は、イギリスにおいて自営業として働く権利を有することを証明する登録証明書を取得することが可能である。

学生である場合には、学期期間中は週20時間以内、休暇期間中はフルタイムの労働に従事することが可能であるが、事前に学生であることを証明する登録証明書を取得することが必要である。

(10) 関係機関(制度の実施体制)

a 所管省庁

内務省国境庁(Home Office UK Border Agency)

b 受入審査・受入審査に係る訴訟手続、受入手続、滞在審査等の実施機関

内務省国境庁(Home Office UK Border Agency)